

李朝實錄 第廿六冊

明宗實錄 第二

學習院東洋文化研究所刊

李朝實錄第廿六冊奥付

昭和三十五年十二月二十五日

東京都港區芝南佐久間町一ノ五三

笠井出版印刷社印刷

東京都豊島區日白町一ノ一〇五七

學習院東洋文化研究所刊行

編纂刊行責任者 末松保和

The Ri Dynasty Annals of Korea Vol. 26
MYŌNJONG SILLOK
II (1555~1567)

Gakushūin Institute
of
Oriental Culture

TOKYO
1961

明宗實錄解説

〔一〕李朝第十三代の王なる明宗は、諱は桓、字は對陽、中宗の第二子、中宗二十九年（一五三四）五月二十一日戊子に生れた。慶原大君に封ぜられ、仁宗元年（一五四五）七月六日丙寅、仁宗の遺命をもつて景福宮の勤政門に即位した。在位二十二年（一五六七）六月二十八日辛亥、景福宮の養心堂に薨じた。春秋三十四。母は文定王后尹氏、領敦寧府事尹之任の女。妃は仁順王后沈氏、領敦寧府事沈鋼の女である。

〔二〕この王の實錄は、その薨後一年を経た宣祖元年（一五六八）八月に實錄廳が設立され、編修官が任命され、編修が開始された。宣祖四年（一五七一）四月、全三十四巻の編修・印刷を終え、五月、彰義門外に洗草、やがて各史庫に納められた。

〔三〕この實錄の編修に關しては、編修官の一人であつた柳希春の日記「眉巖日記草」（朝鮮史料叢刊第八）によつて、他の實錄の場合には知るを得なかつたことが、詳細に知られる。そのうち特にいべきことは、編修が三房すなわち三班にわかつてなされたことで、各班、一年分毎に分擔した。表示すれば次のとおりである。

一房	即位年	三年	六年	九年	十二年	十五年	十八年	二十一年
二房	元年	四年	七年	十年	十三年	十六年	十九年	二十一年
三房	二年	五年	八年	十一年	十四年	十七年	二十年	

〔四〕 この實錄の最初の印刷は宣祖四年（一五七一）四月で、そのときの印刷本の一部は、今日、江華本（舊全州史庫本）三十四卷三十四冊として殘存する。板匡縱五二・六榧、横二八・〇榧。每半葉十六行、行三十五字。ただし原初來のものは、卷一（一部分）、卷二（一部分）、卷三、卷四（一部分）、卷五（一部分）、卷六、卷七（一部分）、卷九、卷十（一部分）、卷十一～十三、卷十四（一部分）、卷十五、卷十七～二十一、卷二十二～二十八、卷二十九（一部分）、卷三十、卷三十一、卷三十二（一部分）、卷三十三、卷三十四で、補寫の部分が多い。

〔五〕 第二次の印刷は、宣祖末年（一六〇三～一六〇六）の覆印で、覆印事業は、おそらくこの明宗實錄のそれをもって完了したのである。そのときの印刷本のうち二部が太白山本・赤裳山本として現存する。各々三十四卷二十一冊。板匡、縱三六・三榧、横二六・三榧。每半葉十五行、行二十五字。

〔六〕 太白山本・赤裳山本の末尾には、太祖實錄以下、この明宗實錄にいたる十三朝の實錄の、覆印事業に關與した人々の題名記がのせられているが、その序として、次のとおり數行が附け加えられている。

萬曆壬辰之變、春秋館及星州忠州分藏

先朝實錄、盡爲兵火所焚、獨全州所藏獲免、

移安于海州、又

移安于寧邊、又

上命春秋館、依此本印出三件、舊件則藏于江華之摩尼山、新

件則分藏於春秋館及安東之太白山、寧邊之妙香山、草

本一件則藏于江陵五臺山、舊件凡五百七十六卷、新件

各二百五十九卷、粧結有大小故也、是役起於癸卯七月、終於丙午四月。

〔七〕昭和六年（一九三一）京城帝國大學法文學部の景印本は、太白山本に據り、それを約二分一に寫眞縮刷したものである。但し製冊は舊のまま和裝二十一冊とした。

〔八〕いまここに刊行する普及版李朝實錄第二十五・二十六冊の明宗實錄は、財團法人東洋文庫所藏の京城帝國大學景印本に據り、更にそれを縮寫して、原本の四頁を一頁に收めたものである。

〔九〕太白山本には十三年二月乙巳の條に一行（二十五字分）の空缺がある。（普及版、第二十六冊二一四頁上段）。また丁付に誤脱がある。次のとおりである。

卷十、第四十四丁。原缺落（本文には關係ない）。（第二十五冊、四三八頁）。

卷三十、第二十一丁を二十二丁に誤る。したがつて二十二丁が重複。（第二十六冊、四四六頁）。

卷三十一、第六十四丁。原缺落（本文には關係ない）。（第二十六冊、四九五頁）。

〔十〕原本のあきらかな誤植は、次のとおりである。

卷十、第九十二丁、七行、十一月を十二月に誤る。（第二十五冊、四六二頁）。

卷二十九、第五丁、十三行、二月を三月に誤る。（第二十六冊、三八八頁）。

同

第三十六丁、二十九行、己巳を乙巳に誤る。(第二十六冊、四〇三頁)。

昭和三十五年九月

學習院東洋文化研究所
松末

保

四

和

明宗實錄(第二)目錄

卷十八

乙卯十年

(一五五五)

正月丁酉朔.....一

二月丙寅朔.....一

三月丙申朔.....一

四月乙丑朔.....一

五月甲午朔.....一

六月甲子朔.....一

七月癸巳朔.....一

八月癸亥朔.....一

九月癸巳朔.....一

十月壬戌朔.....一

十一月壬辰朔.....一

閏十一月壬戌朔.....一

十二月辛卯朔.....一

卷二十

丙辰十一年(一五五六)正月辛酉朔.....一

二月庚寅朔	七
三月庚申朔	
四月己丑朔	
五月戊午朔	
六月戊子朔	
七月丁巳朔	
八月丁亥朔	
九月丙辰朔	
十月丙戌朔	
十一月丙辰朔	
十二月丙戌朔	
一月乙酉朔	
三月甲寅朔	
四月甲申朔	
五月癸丑朔	
六月壬午朔	
卷二十三	丁巳十二年 (一五五七)	
卷二十二	丁巳十二年 (一五五七) 正月乙卯朔	
	二月丙辰朔	
	三月乙卯朔	
	四月丙寅朔	
	五月癸未朔	
	六月壬午朔	

七月壬子朔.....[七四]

八月辛巳朔.....[六五]

九月辛亥朔.....[六六]

十月庚辰朔.....[五二]

十一月庚戌朔.....[九三]

十二月庚辰朔.....[十]

卷二十四 戊午十三年 (一五五八) 正月庚戌朔.....[九五]

二月己卯朔.....[九六]

三月己酉朔.....[三四]

四月戊寅朔.....[三八]

五月戊申朔.....[三〇]

六月丁丑朔.....[三一]

七月丙午朔.....[三二]

閏七月丙子朔.....[三五]

八月乙巳朔.....[三九]

九月甲戌朔.....[三〇]

十月甲辰朔.....[三三]

卷二十五 己未十四年（一五五九）正月癸卯朔……二四
十一月甲戌朔……二四
十二月癸卯朔……二四

二月癸卯朔……二四
三月癸酉朔……二四
五月癸酉朔……二四

四月壬寅朔……二四
六月辛丑朔……二四
七月庚午朔……二四
八月庚子朔……二四
九月己巳朔……二四
十月戊戌朔……二四
十一月戊辰朔……二四
十二月戊戌朔……二四

二月丁酉朔……二四
三月丁卯朔……二四

卷二十六 庚申十五年（一五六〇）正月丁卯朔……二四
十一月戊辰朔……二四
十二月戊戌朔……二四
二月丁酉朔……二四
三月丁卯朔……二四

十一月戊辰朔……二四
十二月戊戌朔……二四
二月丁酉朔……二四
三月丁卯朔……二四

四月丙申朔.....元七

五月丙寅朔.....一〇一

六月丙申朔.....一〇九

七月乙丑朔.....一一三

八月甲午朔.....一二五

九月甲子朔.....一二七

十月癸巳朔.....一二〇

十一月癸亥朔.....一二三

十二月壬辰朔.....一二四

正月壬戌朔.....一二六

二月辛卯朔.....一二八

三月辛酉朔.....一二二

四月庚寅朔.....一二〇

五月庚申朔.....一二七

閏五月庚寅朔.....一二九

六月己未朔.....一二七

七月己丑朔.....一二九

卷二十七

辛酉十六年

(一五六一) 正月壬戌朔

卷二十九

癸亥十八年

(一五六三) 正月庚辰朔

三爻

二月庚戌朔

三爻

三月己卯朔

三爻

四月戊申朔

三爻

五月戊寅朔

三爻

六月丁未朔

三爻

七月丁丑朔

三爻

八月丁未朔

三爻

九月丙子朔

三爻

十月丙午朔

三爻

十一月丙子朔

三爻

十二月乙巳朔

三爻

正月乙亥朔

三爻

卷三十

甲子十九年

(一五六四) 正月乙亥朔

三爻

二月甲辰朔

三爻

閏二月甲戌朔

三爻

三月癸卯朔

三爻

四月壬申朔

三爻

五月癸酉朔

三爻

五月壬寅朔	癸卯
六月辛未朔	癸巳
七月辛丑朔	癸丑
八月庚午朔	癸未
九月庚子朔	癸未
十月庚午朔	癸未
十一月庚子朔	癸未
十二月己巳朔	癸未
卷三十一	乙丑三十一年（一五六五）正月己亥朔
二月戊辰朔	癸未
三月戊戌朔	癸未
四月丁卯朔	癸未
五月丙申朔	癸未
六月丙寅朔	癸未
七月乙未朔	癸未
八月乙丑朔	癸未
九月甲午朔	癸未

十月甲子朔.....
癸酉

十一月甲午朔.....
壬午

十二月甲子朔.....
己丑

卷三十二 丙寅二十一年（一五六六）正月癸巳朔.....
戊戌

二月癸亥朔.....
己亥

三月壬辰朔.....
庚戌

四月壬戌朔.....
己未

五月辛卯朔.....
戊午

六月庚申朔.....
丁巳

七月庚寅朔.....
丙子

八月己未朔.....
乙亥

九月戊子朔.....
甲戌

十月戊午朔.....
癸酉

閏十月戊子朔.....
壬午

十一月丁巳朔.....
癸酉

十二月丁亥朔.....
壬午

卷三十四 丁卯二十一年（一五六七）正月丁巳朔.....
癸未

—

二月丁亥朔
大天

三月丙辰朔
大入

四月丙戌朔

五月乙卯朔

六月甲申朔

卷之五

卷之三

新印關係官
纂修官